入 札 説 明 書

宮崎森林管理署長の発注する丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1．公告日：平成２７年８月６日

2．支出負担行為担当官等
分任支出負担行為担当官　宮崎森林管理署長　﨑野健輔
宮崎県宮崎市柳丸町 388-5

3．工事概要
(1) 工 事 名　　丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査（電子入札対象案件）
(2) 工事場所　　宮崎県宮崎市丸山 2 丁目 270 番 1（別冊位置図のとおり）
(3) 工事内容　　別冊図面及び仕様書のとおり
(4) 工　　期　　契約締結日の翌日から平成２７年11月13日まで
(5) 本工事は、入札及び資料の提出等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
(7) その他
① 競争参加資格申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。
・受付窓口：宮崎森林管理署　総務グループ
宮崎県宮崎市柳丸町 388-5
電話：0985-29-2311
・受付時間：9 時から 17 時までとする。ただし「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。
② 電子入札システムで使用できる IC カードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名で IC カードを取得し、林野庁電子入札システム利用登録を行った IC カードである。

4．競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 九州森林管理局における建設工事のうち「とび・土工・コンクリート工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
(4) 平成 12 年度以降公告日の前日までに元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20

％以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

同種工事：建築物解体工事、施工規模、規格は問わない。

（ただし、次の証明ができるものに限る）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であり、その実績が証明できるもの。

(5) 次に掲げる基準を満たす「主任技術者又は監理技術者」（以下「主任(監理）技術者」という。）を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

① ２級建築施工管理技士、２級土木施工管理技士又２級建築施工管理技師以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・２級建設機械施工技士の資格を有するもの

・技術士（技術士法による第二試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」に限る。）

建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術部門（選択科目を「建設」、「農業ー農業土木」又は「林業ー森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② １人の者が上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20 ％以上の場合に限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記①の基準及び上記(4)の条件を有していればよい。評価においては、主任（監理）技術者となる者で行う。

③ 当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に３ヶ月以上あること。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｲ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている経常建設共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(9) 農林水産省発注工事等から暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
②厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
③雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

5．競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、４．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

４．(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、４．(1)及び(3)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４．(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

また当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４．(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、次により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

①電子入札システムによる場合：

ア　提出期間：　平成 27 年 8 月 7 日から平成 27 年 8 月 20 日までの（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）　9 時から 17 時までとする。

イ　提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式１）及び「資料」（表紙１及び別記様式２、３）をそれぞれ添付し提出すること、ただし、申請書及び資料合計ファイル容量が 3MB を超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（電子メール送信容量は 6MB 以内とする。）とし、締切日時までに必着すること。郵送、電送又は電子メールにより提出する場合には、必要書類の一式を郵送、電送又は電子メールにより送付することとし、電子入札システムによる送信との分割は認めない。

また、郵送、電送又は電子メールにより提出する場合は、次の内容を記載した書面（様式は自由とする。）を電子入札システムにより、技術提案書等として送信すること。

（ア）　郵送、電送又は電子メールする旨の表示
（イ）　郵送、電送又は電子メールする書類の目録
（ウ）　郵送、電送又は電子メールする書類のページ数
（エ）　発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送、電送又は電子メールの場合の送付先は、次のとおりとする。

〒 880-0844　宮崎県宮崎市柳丸町 388-5

宮崎森林管理署　総務グループ
電話　0985-29-2311
メールアドレス：Email:takayuki_ono@rinya.maff.go.jp

ウ　ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式により作成すること。

- 一太郎 Ver.11 以下
- Microsoft Word（Word2010 形式以下）
- Microsoft Excel（Excel2010 形式以下）
- その他のアプリケーション PDF ファイル Acrobat5 以下
  画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
  圧縮ファイル LZH 形式

② 紙入札方式による場合：

ア 受付期間：平成 27 年 8 月 7 日から平成 27 年 8 月 20 日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

イ 受付場所：〒 880-0844　宮崎県宮崎市柳丸町 388-5
宮崎森林管理署　総務グループ

(2) 申請書は、別記様式１により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績

４．(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式２に１件記載すること。

② 配置予定の技術者

４．(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式３に１件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。その場合、審査については、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書及び資料の取り下げ又は入札辞退を行うこと。

なお、申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）を変更（１５．で後述）できるものとする。

③ 契約書の写し

①の同種工事及び②の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されており、その内容が①、②を確

認できる場合は、工事カルテの写し(一般データ、技術者データをもって施工証明者とし)を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。また、「工事実績情報システム（CORINS)」に登録無き工事及び「工事実績情報システム（CORINS)」にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④　資格確認通知書の写し

競争参加資格及び格付等級の確認のため、「資格確認通知書」（平成 27 年度登録、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで有効）の写しを提出すること。

(4) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、提出内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の提案は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成 27 年 8 月 24 日までに通知する。なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

①　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　支出負担行為担当官等は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び資料は、返却しない。

④　提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

6．競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限等：平成 27 年 9 月 2 日までの休日を除く毎日、9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

② 提出場所：上記3.(7)の①に同じ。

③ 提出方法：電子入札システム又は書面の持参による。電子入札システムによる場合は送信の後に、上記3.(7)の①に提出した旨を電話により通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、平成 27 年 9 月 7 日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。

7．入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受付期間：平成 27 年 8 月 7 日 9 時から平成 27 年 9 月 7 日17 時まで
上記期間の（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）　9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

② 提出場所：上記3.(7)の①に同じ。

③ 提出方法： 電子メール、書面の持参又は郵送による。電子メールによる場合は、送信後に、上記３．(7)の①に提出した旨を電話により通知すること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子メールにより質問した者については、電子メールにより回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供する。

① 期間： 平成 27 年 9 月 8 日から平成 27 年 9 月 10 日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

② 場所： 上記３．(7)の①に同じ。

③ 提出方法： 書面の持参又は郵送による。

８．入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成 27 年 9 月 11 日 11 時 00 分。

(2) 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、平成 27 年 9 月 11 日 11 時 00 分とし、宮崎森林管理署会議室において入札。

(3) 開札は、平成 27 年 9 月 11 日 11 時 10 分に、宮崎森林管理署会議室において行う。

(4) 紙入札方式による入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

９．入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得たときは、入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

１０．入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金： 免除

(2) 契約保証金： 納付（保管金の取扱店　日本銀行宮崎代理店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

① 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行宮崎代理店）

② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証会社をいう。）の保証(取扱官庁　宮崎森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の１以上とする。

１１．工事費内訳書の提出

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに提出すること。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法：工事費内訳書を上記５．(1)①ウに示すファイル形式により作成し、工事費

内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

イ　郵送について：工事費内訳書が 1MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送により入札締切日時までに必着すること。この場合は、工事費内訳書の一式を郵送するものとし、電子入札システムによる送信との分割は認めない。

また、郵送に当たっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書の上、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、次の内容を記載した書面（様式は任意とする。）を作成の上、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(ア) 郵送する旨の表示
(イ) 郵送する書類の目録
(ウ) 郵送する書類のページ数
(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は上記３．(7)の①に同じ。

ウ　ファイル形式：電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記(1)①アと同じ形式により作成し、入札書添付欄に添付すること。

②　紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2)　提出された工事費内訳書は返却しない。

(3)　入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要とする。）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。

また、提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官等から説明を求めることがある。

なお、当該工事費内訳書の提出のない者がした入札は無効とする。

１２．開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、「林野庁電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成 16 年 7 月）に定める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

１３．入札の無効

①入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札②申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書、入札説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札④暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において４．に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

１４．落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

１５．配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

(1)　病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

(2)　請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

(3)　工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。

(4)　一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

１６．契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。また、落札者が決定したときは、遅滞なく契約担当官等が定める期日（7 日を目安として定める。）までに契約を締結するものとする。

１７．支払条件

(1)　前金払：無

(2)　中間前金払及び部分払　　中間前金払：無　　部分払：無

１８．関連情報を入手するための照会窓口

上記3．(6)の①に同じ。

１９．その他

(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3)　落札者は、５．(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4)　第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。

(5)　本工事の仕様書は、特記仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕監修・「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」等を参照すること。